地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則案の概要

地方公共団体の財政の健全化に関する法律及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令により、総務省令で定めるとされた指標の算定方法や報告の様式等を定めるもの。

１　指標関係

（１） 実質赤字比率

〇一般会計等の対象となる歳入及び歳出の範囲から除外する会計の範囲

介護サービス事業、駐車場事業、交通災害共済事業、収益事業（公営競技又は当せん金付証票に関する事業）、公立の大学又は公立の大学の医学部若しくは歯学部に附属する病院に関する事業及び有料道路事業を規定。

（２） 資金不足比率

① 宅地造成事業に係る土地の売却による収入の見込額

販売を目的として所有する土地の時価による評価を行った価額から当該土地の売却に要する経費の見込額を控除した額とする。また、時価による評価の方法として、不動産鑑定士による鑑定評価や地価公示価格から合理的な調整を行って算定する方法等を規定。

② 解消可能資金不足額

資金不足額が生じる事由として、公営企業の経営に必要な施設の一部のみが事業の用に供されていることにより費用を賄う収入を得ることができないこと等を規定。

解消可能資金不足額の算定方法として、地方債の元金償還金で当該年度の前年度までに償還されたものの合計額から減価償却費の額の合計額及び建設改良費に準ずる経費の財源に充てるために起こした地方債の発行額の合計額を控除した額とすること等を規定。

③ 土地造成等経費の範囲

宅地造成事業に係る資金の剰余額の算定に用いる土地の取得及び造成に係る経費に準ずる経費として、地方債に関する省令第１２条の規定を引用して、土地の取得及び造成に係る経費の財源に充てた地方債の元金償還金等を規定。

（３） 将来負担比率

①債務負担行為に基づく支出予定額

債務負担行為に基づく地方財政法第５条各号に規定する経費に係る支出予定額の具体的内容（PFI 事業に係る公共施設等の建設事業費等に係る支出予定額等）を規定。

② 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還金に充てるための一般会計等からの繰入見込額

当該団体の一般会計等以外の会計の元金償還金に充てるための一般会計等からの繰入見込額の算定方法を規定。

③ 組合等の地方債の元金償還に充てるための当該団体による負担等見込額

組合等の発行した地方債の元金償還財源に充当される当該団体の一般会計等からの負担等見込額の算定方法を規定。

④ 退職手当支給予定額のうち一般会計等の負担見込額

国家公務員退職手当法に準じた退職手当の支給方法を条例で規定している団体等について、退職手当支給予定額の算定方法を規定。

⑤ 設立法人等の債務等のうち地方公共団体において実質的な負担することが見込まれる額

設立法人の負債や地方公共団体が損失補償債務等を負担している法人等の当該債務のうち、地方公共団体において実質的に負担することが見込まれる額の算定方法を規定。また、設立法人については、共同設立の場合の負担の案分方法についても規定。

⑥ 不動産の信託に係る負債のうち地方公共団体において実質的に負担することが見込まれる額（平成２８年度改正）

地方公共団体が受益権を有する不動産の信託に係る負債のうち、地方公共団体において実質的に負担することが見込まれる額の算定方法を規定。

⑦ 設立法人以外の者に対する短期貸付金のうち地方公共団体において実質的に負担することが見込まれる額（平成２８年度改正）

設立法人以外の者に対する短期貸付金のうち、地方公共団体において実質的に負担することが見込まれる額の算定方法を規定。

⑧ 組合等の連結実質赤字のうち地方公共団体において実質的に負担することが見込まれる額

組合等の連結実質赤字の構成団体間の案分方法を規定。

⑨ 将来負担額に充当可能な基金

将来負担額を解消できる財源とすることができる基金の種類等を規定。

⑩ 将来負担額に充当可能な特定の歳入

将来負担額を解消できる財源とすることができる特定の歳入の種類やその算定方法を規定。

⑪ 将来負担額に充当可能な交付税措置額

将来負担額に充当可能な交付税措置の見込額の算定方法を規定。

２　手続関係

（１） 地方債に関する規定

①借換債

財政再生団体が特例的に地方債を起こすことのできる場合のうち、借換債に係るものについて、その具体的な内容を規定。

② 収支不足額

再生振替特例債の振替対象となる収支不足額を規定。

（２） 市町村の廃置分合に係る特例

○ 廃置分合後の市町村の健全化判断比率に相当する比率の算定方法を規定

（３） 様式

○　財政健全化計画書等の法又は政令で規定された総務大臣又は都道府県知事に提出すべき書類の様式を規定

（４） 国等に対する寄附金等の支出協議関係

○　国立大学法人以外の特定法人を規定

３　施行期日

○ 比率の算定に関する規定は平成２０年４月１日
○ 比率の算定に関する規定以外の規定は平成２１年４月１日
○ 改正内容は平成２８年４月１日